

Day by Day

平成27年度
第4号

名身連聴覚言語障害者情報文化センター 〒453-0053 名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1

TEL (052)413-5885 / FAX (052)413-5853 URL <http://www.meishinren.or.jp/> E-mail chogen@meishinren.or.jp

聴言センター利用時間：月・木・金 9：00～20：30 火・土・日・祝 9：00～16：30 休館日：毎週水曜日、年末年始、臨時休館

障害者差別解消法が施行されます

平成28年4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行される。この法律は、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結のために必要な国内法の整備の一環として制定された。ポイントとなる点を見ていきたい。

☆目的・対象となる障害者は？

障害者差別解消法は、行政機関や事業者において、障害者に対する「障害を理由とする差別を解消」することを目的としており、そのことによって、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしている。



対象となる障害者は、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病などにより日常生活や社会生活が困難になっている人で、障害者手帳を持っていない人も含まれる。

☆ポイントは？

この法律では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めているが、大きなポイントは行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社・お店など）に対して、「障害を理由とする差別の禁止」を求めていることである。

「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つがある。内容については以下のとおり。

○「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由もなく、障害があるということを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど、障害のない人と違う扱いをすること。

例）・スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断られた。

・お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。

・アパートを借りるために不動産屋に行き、「私には障害があります。」と伝えたら、「障害者向けの物件は取り扱っていない」と断られた。

・大学受験をしようとしたら、障害を理由に入学願書の受理を拒否された。

ただし、正当な理由がある場合は、差別的取り扱いには該当しないため、その時々で判断が必要になる。

○「合理的配慮」とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲^{はんい}で必要な配慮をすること。

例)・区役所の窓口で、聴覚障害者に対して、筆談や手話で説明や手続きを行う。

- ・レストランで、視覚障害者に、メニューの内容を読み上げて伝える。
- ・車椅子を利用している人が地下鉄に乗るときに手助け^{てだす}をする。
- ・内部障害者は疲れやすいので、会議の時間配分や休憩に気を配り、休めるスペースを作る。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を次のように定めている。なお、行政機関や事業者ではない一般の個人についてはこの法律の対象外となる。

対 象	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	合理的配慮を行わなければならない (法的義務)
民間事業者 ※一般企業、個人事業者、NPO、 ボランティアグループなど	禁止	合理的配慮を行うよう 努めなければならない (努力義務)

合理的配慮については、配慮を行うことが「過重な負担^{かじゅう}」に当たると判断される時には、他の方法で行うなど、障害当事者に対して丁寧な説明と話し合いをすることが求められる。

☆「過重な負担」について

合理的配慮を行うときに、「費用の負担は大きすぎないか?」「事業への影響は大きすぎないか?」「決まった職員だけに大きな負担がかかっていないか?」などのポイントを元に、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となる。



内閣府では、どのようなことが「合理的配慮」になるのか、という具体例を整理して、ホームページ上に掲載している。障害の種別からと、生活の場面から探することができるので、悩んだときには参考にしてみてもいい。

内閣府 合理的配慮等具体例データ集（合理的配慮サーチ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

また、4月からは障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改定障害者雇用促進法）も施行される。こちらにも差別禁止・合理的配慮の提供義務が明記され、雇用における障害者差別についてはこちらの法律の範囲内となる。

盲ろう者向け通訳・介助員と要約筆記者の伝達式が行われました

平成28年3月4日(金)に平成27年度名古屋市盲ろう者向け通訳・介助員、3月31日(木)に名古屋市認定要約筆記者の伝達式が名身連聴言センターにて行われた。名古屋市障害企画課更生係長より挨拶ののち、新たに登録する通訳・介助員および要約筆記者一人ひとりに登録証を手渡した。新規登録者の今後の活躍に期待したい。

《 27 年度盲ろう者向け通訳・介助員 新規登録者 》

- | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------------|
| いわせちかこ
・岩瀬睦子 | うめだてるよ
・梅田輝代 | おおた み ほ
・大田美穂 |
| おおまえ ま さ こ
・大前真佐子 | おおむろ な お こ
・大室直子 | かざま か え こ
・風間加江子 |
| さ さ き あ き こ
・佐々木明子 | さとう み ゆ き
・佐藤美由樹 | とたにあつこ
・戸谷敦子 |
| ながさか ま ゆ み
・永坂真由美 | はっとり さ よ
・服部紗代 | ひらのちひろ
・平野千博 |
| みやぎ ま さ こ
・宮城昌子 | わたなべ な お こ
・渡邊直子 | ※敬称略 |



《 27 年度要約筆記者 新規登録者 》

【手書き】

- | | | |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| おがわ み さ お
・小川 操 | お だ い つ み
・小田逸美 | はやし る き こ
・林 富貴子 |
| ふくの な つ こ
・福野奈津子 | ふくもと あ り さ
・福元紋梨沙 | わたなべ
・渡辺あゆみ |

【パソコン】

- | | | |
|---------------------|---------------|------|
| おおしま ゆ う こ
・大島裕子 | きくち
・菊池ちづる | ※敬称略 |
|---------------------|---------------|------|



第 23 回聴覚障害者文化活動フェスティバルは大盛況でした♪



当日は、みなさん
早くからきていただき、
長蛇の列 !!

平成28年2月13日(土)中村文化小劇場にて、『マカロニー&TAKA's party』と『サインまつもと&しの笛あんぼ』をゲストに迎え、文化フェスティバルが行われた。両グループとも観客参加型の演出。懐かしい歌から流行りのアイドルの曲まで幅広い楽曲^{がっきょく}を出演者と来場者が共に歌ったり、踊ったりした。小さなお子さんからご年配まで、はじめは恥ずかしそうにしていた参加者も次第にいきいきと踊りだした。最終的に、会場は一体となり大盛り上がりだった。今後も参加者が楽しめるフェスティバルを企画していきたい。



見るだけでなく、
いっしょに
歌って踊って
大盛り上がり♪

手話通訳者および要約筆記者派遣申込書の変更について

平成28年4月から手話通訳者派遣申込書が新しく変更することが決まった。これまでの申込書は1種類で、個人も団体も共通の申込書だったため、記入方法が分かりにくいという意見があった。今後は「個人用」と「団体用」に申込書を分けて2種類にすることで、それぞれの申請者に分かりやすい内容になった。今回は申込書の変更点について説明したい。

◆「個人用」申込書◆※個人の聴覚障害者が使う派遣申込書

手話通訳者派遣申込書（個人用）

手話通訳者は聴覚障害者と緊急の場合を除き、通訳以上派遣にお願いいたします。

申請者： 年 月 日
住所：〒
連絡先： 電話番号（ ） FAX（ ）
Eメール： ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

派遣先： 年 月 日（曜日）
時間： 午前 午後
場所： 名称
住所：〒
TEL（ ）

内容： 派遣先が希望する通訳者（手話・筆訳）の派遣にお願いいたします。

待ち合わせ場所： 年 月 日 時 分

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

新し手話通訳者派遣申込書（個人用）

要約筆記者派遣申込書（個人用）

要約筆記者は聴覚障害者と緊急の場合を除き、通訳以上派遣にお願いいたします。

申請者： 年 月 日
住所：〒
連絡先： 電話番号（ ） FAX（ ）
Eメール： ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

派遣先： 年 月 日（曜日）
時間： 午前 午後
場所： 名称
住所：〒
TEL（ ）

内容： 派遣先が希望する要約筆記者（手書き・パソコン）の派遣にお願いいたします。

待ち合わせ場所： 年 月 日 時 分

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

新し要約筆記者派遣申込書（個人用）

〔共通の変更点〕

- ・ 個人情報はずべて上部にまとめた。
- ・ 派遣内容が分かるように「案内（チラシ等）を送ってください」という文章を加えた。
- ・ センターの開館時間を加えた。

〔要約のみの変更点〕

- ・ 希望のノートテイク方法（手書きかパソコンか）を選べる項目を加えた。
- ※ただし、希望に沿えない場合あり。

◆「団体用」申込書◆※団体や企業などが使う派遣申込書

手話通訳者派遣申込書（団体用）

手話通訳者は聴覚障害者と緊急の場合を除き、通訳以上派遣にお願いいたします。

申請者： 年 月 日
住所：〒
連絡先： 電話番号（ ） FAX（ ）
Eメール： ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

派遣先： 年 月 日（曜日）
時間： 午前 午後
場所： 名称
住所：〒
TEL（ ）

内容： 派遣先が希望する通訳者（手話・筆訳）の派遣にお願いいたします。

待ち合わせ場所： 年 月 日 時 分

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

新し手話通訳者派遣申込書（団体用）

要約筆記者派遣申込書（団体用）

要約筆記者は聴覚障害者と緊急の場合を除き、通訳以上派遣にお願いいたします。

申請者： 年 月 日
住所：〒
連絡先： 電話番号（ ） FAX（ ）
Eメール： ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

派遣先： 年 月 日（曜日）
時間： 午前 午後
場所： 名称
住所：〒
TEL（ ）

内容： 派遣先が希望する要約筆記者（手書き・パソコン）の派遣にお願いいたします。

待ち合わせ場所： 年 月 日 時 分

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

※この申込書は、手話通訳者派遣センターに提出してください。

新し要約筆記者派遣申込書（団体用）

〔共通のポイント〕

- ・ 派遣申込みにあたっての注意点などを盛り込み、初めての申請者でも分かりやすいようにした。
- ・ 派遣費の負担の有無を明記する欄を設けた。
- ・ 請求書の宛名を明記する欄を設けた。
- ・ センターの開館時間を設けた。

〔要約のみのポイント〕

- ・ 希望の要約筆記方法（手書きかパソコンか）を選べる項目を設けた。
- ・ ミニキーボード機器の費用についても明記した。

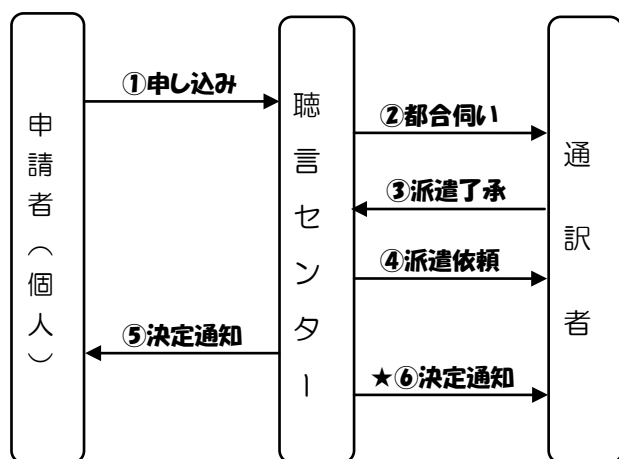
◆その他の注意事項◆

最近、メールでの手話通訳者派遣申込みが増えているが、必要事項（①申請者の名前②申請者の住所③FAX 番号かメールアドレス④派遣日時⑤派遣先の名前⑥派遣先の住所⑦待ち合わせ場所⑧待ち合わせ時間⑨通訳内容）の記載がないことが多い。メールであっても上記①～⑨を必ず記載して申込むようお願いしたい。記載がない場合はこちらから問い合わせる場合もあるのでご理解いただきたい。もちろん FAX でも同様。新申込書は聴言センターのホームページからダウンロードできるのでぜひご使用いただきたい。なお、古い申込書もお使いいただけるが、順次新しい申込書への変更をお願いしたい。

手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の派遣を利用する際の個人情報の取扱いについて

聴言センターは、名古屋市から委託を受けて派遣事業を行っている。委託を受けるために守らなければならない条例もあり、個人情報を慎重に^{しんちよう}取り扱っている。しかし、派遣を行う上で、最低限の個人情報をやり取りする必要がある。そこで、今回は派遣利用者の個人情報の取扱いについてお伝えする。派遣依頼時の個人情報の流れは以下の図のとおり。

派遣についての個人情報の流れ
(個人からの申請の場合)



- ①申請者から聴言センターに申し込み
- ②聴言センターから通訳者へ、派遣の日にちと時間、派遣地の区名を伝えて都合を聞く
- ③派遣 OK！（引き受け）
- ④通訳者へ正式に派遣依頼する
口頭・メールで申請者名と派遣内容、派遣地を伝える
※盲ろう派遣の場合は内容・待合わせなど詳細も記載
- ⑤申請者へ決定通知を送信
決定通知書には通訳者のフルネームを記載
- ★⑥通訳者へ決定通知を送信
申請者名は穴抜きにして記載
(例：聴言 太郎→聴〇 太〇)
派遣内容は未記載、派遣地名・住所は記載
※盲ろう派遣の場合は、申請者名以外は詳細を記載
(★：以前と変更になった部分)

通訳者に派遣の都合を聞く段階では申請者の詳細な情報は伝えず、通訳者が受けてくれると確認できてから伝えている。また、決定通知書についても、以前は全ての情報を記載していたが、万が一のFAX誤送信の危険性などを考え、申請者名をはっきりとは記載しないようにしている。ご不便をおかけする面もあると思うが、ご理解・ご協力をいただくようお願いしたい。

24時間OK！

救急搬送時における手話通訳者派遣が始まります！



平成28年6月1日（木）より、FAXやメールで救急車を呼ぶときに手話通訳者の派遣も依頼することができるようになる。事故や急病などで救急車を呼ぶとき、FAXやメールに「手話通訳必要」と記入すれば、消防局から聴言センター（閉館時は聴言センターが契約した業者）に連絡が行き、搬送先の病院に手話通訳者が派遣されるしくみ。24時間いつでも依頼できる。現在準備を進めており、詳細は聴言センターや名古屋市のホームページ、広報なごや（5月号予定）でも順次お知らせしていく。

※利用できるのは消防局に救急車を依頼するときのみ。夜中に自分でタクシーなどを使って救急外来に行った時などはこのしくみは使えない。

※新しい緊急通報用FAX用紙も、名古屋市のホームページに掲載される予定。

聴言センターでも配布する。

※メールでの緊急通報は、事前に登録が必要となる。詳しくは名古屋市のホームページで確認できる。

手話通訳・要約筆記のある行事案内

【公開講座】偏見なく、認めたいその人のこと
心と体の違和感を乗り越えて、自分らしく生きる

～性的少数者への理解～ ㊟㊟

日 時：5月28日（土）10：00～12：00

場 所：中村障害学習センター 視聴覚室

中村区鳥居通3-1-3

講 師：漫画家 新井 翔氏

定 員：30人（15歳以上） 申込み不要

費 用：無料

備 考：託児20人（事前申込み制）

問合せ：名古屋市中村障害学習センター

FAX：(052) 471-8122

TEL：(052) 471-8121

第13回名古屋市障害者スポーツ大会

㊟㊟

日時：平成28年5月8日（日） ※荒天中止

総合開会式 9：30

競技・リレー等 10：00～15：00

場所：名古屋市瑞穂陸上競技会

問合せ：名古屋市障害者スポーツセンター

FAX：(052) 704-8370

TEL：(052) 703-6633



～ 休館のお知らせ ～

6月12日（日）・7月24日（日）

利用状況	12月	1月	2月
手話通訳者派遣件数	321件	288件	283件
〃 人数	400人	356人	376人
要約筆記者派遣件数	41件	36件	39件
〃 人数	127人	103人	102人
盲ろう通訳介助員派遣件数	130件	115件	119件
〃 人数	132人	117人	124人
ビデオ・DVD貸出本数	4本	0本	0本
中継サービス利用件数	53件	48件	33件

電話リレーサービス 登録募集案内



電話リレーサービスは聴覚障害者が電話を利用するためのシステムです。オペレーターが手話や文字による通訳を行い、聴覚障害者と健聴者を電話でつなぐサービスです。病院・お店の予約、家族・友達へ緊急に連絡が取りたいとき等に利用できます。4月上旬に日本財団のHPに募集案内が掲載されます。定員が決まっているので、早めの登録をおすすめします。『「日本財団電話リレーサービスの」の「ご利用方法」』を検索しご覧ください。

日本財団ホームページアドレス trs-nippon.jp

手話講習会 ろうネイティブコース案内

月曜日 クラス	講師	藤井 裕 氏（ふじい ゆたか）
	期間	H28.5/16 ～ H29. 3/6
	時間	13：30～15：30
木曜日 クラス	講師	加藤 直樹 氏（かとう なおき）
	期間	H28.5/19 ～ H29. 3/2
	時間	18：30～20：30
金曜日 クラス	講師	平野 千博 氏（ひらの ちひろ）
	期間	H28.5/20 ～ H29. 3/3
	時間	13：30～15：30

申込み締切 平成28年4月15日（金）必着

※受講料など詳細はチラシ、ホームページをご覧ください。



編集後記

4月から電力自由化がスタートし、電力会社を自由に選ぶことができるようになりました。今、電力自由化関連の悪徳業者の勧誘や、詐欺が多発しているそうです。「うまい話には裏がある」ということわざがあるように、うまい話（都合のいい話）には必ず落とし穴があると思って、気をつけましょう。